

地方独立行政法人埼玉県立病院機構物品等調達一般競争入札公告

「埼玉県立精神医療センター医療廃棄物処理業務」について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

なお、本公告に記載のない事項については地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱（以下「要綱」という。）の規定によるものとする。

令和 8 年 7 月 1 6 日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立精神医療センター
病院長 黒木 規臣

記

1 調達内容

(1) 調達案件名称及び数量

埼玉県立精神医療センター医療廃棄物処理業務 一式（案件番号：0811）

(2) 調達案件の仕様

医療廃棄物の収集、運搬及び処分（詳細は別添仕様書のとおり）

(3) 履行期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで

(4) 履行場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 8 1 8 番地 2

埼玉県立精神医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、要綱に基づき行う。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

2 最低制限価格の設定

設定する。最低制限価格よりも低い価格で入札した者は再度の入札に参加できない。

3 入札参加資格

(1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第2項各号に該当しない者であること。

(2) 契約事務取扱規程第3条第3項の規定により法人の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 令和 7・8 年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」

という。)に登載され、業種区分「建築物管理」のA等級に格付けされ、「廃棄物処理業務」のうち「産業廃棄物」に登録されている者であること。

- (4) 埼玉県内に本店又は契約の主体となる本支店営業所等を有する者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4に規定する特別管理産業廃棄物に係る収集運搬業許可及び処分業許可を有し、管理体制の整った者であること。
- (8) 令和4年4月1日から公告日までの期間に、国又は地方公共団体等又は病院と感染性廃棄物処理業務委託を1年間以上履行した実績があること。

4 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号。以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年7月28日（火）午後4時まで

（日曜、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）

並びに午前零時から午前8時30分及び午後5時15分から午後12時を除く。）

(2) 提出方法

郵送（書留郵便に限る）又は持参により提出すること。郵送の場合は必ず電話連絡を行い到達確認をするほか、持参による提出の場合は必ず事前に電話連絡を行うこと。

(3) 添付書類

入札説明書に定める資格審査書類

(4) 提出先

〒362-0806

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2

地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立精神医療センター

事務局管財・用度担当

TEL 048-723-6805（直通）

(5) 結果の通知

令和8年7月31日（金）午後1時より、入札参加資格等確認通知書（以下「確認通知書」という。）を電子メールにて通知する。

なお、参加資格が「なし」の場合は確認通知書にその理由を付するが、入札参加資格を満たさないとした理由に不服がある場合は、苦情申出書により苦情の申し出ができる。

5 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問及び回答は、以下のとおり行う。

(1) 受付期間

令和8年7月16日（木）午前10時から

令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午後 4 時まで

(2) 提出方法

電子メールにより、質問書（様式第 1 号）を提出して行うこと。電子メールによる提出の場合は、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(3) 提出先

〒 3 6 2 - 0 8 0 6

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 8 1 8 番地 2

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

埼玉県立精神医療センター 事務局管財・用度担当

T E L 0 4 8 - 7 2 3 - 6 8 0 5（直通）

E-mail n231111b@saitama-pho.jp

(4) 回答の方法

入札参加資格者全員に共通の質問に対する回答は、下記に示す日時までに地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）のホームページに掲載する。

(5) 回答の日時

令和 8 年 7 月 2 7 日（月）午後 4 時まで

6 入札保証金

免除する。

7 入札書の提出

入札参加資格者は、以下のとおり入札書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

(1) 入札書提出期日

令和 8 年 8 月 3 日（月）午前 1 0 時から

令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 4 時まで（必着）

(2) 入札書の提出方法

書留郵便又は持参により提出すること。入札書及び入札内訳書（初度入札のみ）を封入して封かんした上で、その封筒（以下「中封筒」という。）に、「初度入札」又は「再度入札」の回数を明記すること。初度入札と再度入札の回数分の中封筒を封入して封かんした上で、その封筒に「令和 8 年 8 月 6 日開札 埼玉県立精神医療センター医療廃棄物処理業務」と朱書で明記しなければならない。

なお、代理人が入札する場合は、入札（見積）委任状（様式第 5 号）も併せて提出しなければならない。また、郵送の場合は必ず電話連絡を行い到達確認をするほか、持参による提出の場合は必ず事前に電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

〒 3 6 2 - 0 8 0 6

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 8 1 8 番地 2

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

埼玉県立精神医療センター 事務局管財・用度担当

T E L 0 4 8 - 7 2 3 - 6 8 0 5（直通）

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の

率による額に達しない者がした入札

- (3) 公告で定められた方法以外の方法で入札書を提出した者がした入札
- (4) 入札書と併せて入札見積金額内訳書の提出が求められた入札において、不備な入札見積金額内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の確認申請書、確認資料又は資格審査資料等を提出した者がした入札
- (7) 入札の辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (8) 入札者の押印がない入札書による入札
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (10) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (11) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (12) 記入すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (13) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (14) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (15) 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (16) 前各号に定めるもののほか、この公告に示す事項に反した者がした入札

9 開札日時

令和8年8月6日（木）午前10時

入札に参加する者の数が1者であっても、入札は執行する。

10 開札への立会い

開札への立会いは、不要とする。ただし、入札参加資格が認められ、かつ、期日までに入札書を提出した者は、本入札公告7に示す入札書提出期日までに書面で希望することにより、開札に立ち会うことができる。

11 落札者の決定等

予定価格の100/110以下、かつ、最低制限価格の100/110以上の価格のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、入札書にくじ番号の記載がない場合は、「999」を用いるものとする。

落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

12 再度入札

落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は1回とする。

以下のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 無効の入札をした者
- (2) 最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者

13 契約保証金

契約事務取扱規程第26条の規定による。

14 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払う

ものとする。

- 15 現場説明会
開催しない。

- 16 契約の説明

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (2) 双方が契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

- 17 この公告に関する問合せ先

〒362-0806

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2

埼玉県立精神医療センター 事務局管財・用度担当

電話 048-723-6805 (直通)

e-mail n231111b@saitama-pho.jp

業務時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで